

収入
印紙

琉球銀行デジタルサイネージ広告掲載お申込書

※印紙：契約金額が「1万円以上100万円以下…印紙200円」、「100万円超200万円以下…印紙400円」、「200万円を超え300万円以下…印紙1千円」

広告主様について	お申込日	年	月	日	※銀行印または実印をご捺印お願いいたします。	
	フリガナ					
	企業団体名	印				
	フリガナ					
	代表者名					
	所在地	〒				
	※請求書送付先					
	連絡先	電話：				
担当者 ※データ確認等でご連絡させていただきます。	部署：					
	氏名：					
	メールアドレス：	※英数字等、明瞭にご記入お願いします。				
掲載予定の広告内容						
広告素材の有無 (縦用モニター素材、横用モニター素材をご準備お願いいたします)	あり	⇒ 制作済みの広告データを琉球銀行営業統括部へ送付いただきます。 データ納品先：koukoku@ryugin.co.jp ※本部部署より広告データ送付方法をメールにてご案内します。				
	なし	⇒ 広告データがご指定の期日までにご提供いただけない場合、配信時期が後ずれる場合もございます。 あらかじめご了承ください。				
広告素材の音声 ※音量は当行で設定いたします。	音声有り	※一部店舗では機器性能により静音（無音）となる店舗がございます。		音声無し		
配信期間中の広告差換え	有り			無し		
	※広告素材の差し替えは、1ヶ月に1回を上限とさせていただきます。変更希望月の前月10日までにお申し出ください。					
配信期間 ※指定期間に○をお願いします。	3ヵ月 / 6ヵ月 / 9ヵ月 / 12ヵ月					
	年 月 日 ~ 年 月 日					
	自動継続を希望する			自動継続を希望しない		
	「自動継続」の終了を希望する場合は、配信最終月の10日までに、取引店または担当部署へご連絡の上、解約届をご提出ください。 詳しくは、裏面要項をご確認ください。					
配信エリアと 1枠の1ヵ月あたり金額 (消費税別) ※エリアごとの支店については、別紙【ご提案書】をご参照ください。 ※長期割引は、該当箇所に○をお願いします。	エリアを指定して配信する場合は、希望エリアにチェックをお願いします。(複数可)					
	北部地区	17,500円		南部地区	21,000円	
	中部地区・西エリア	31,500円		離島・宮古	15,000円	
	中部地区・東エリア	31,500円		離島・八重山	15,000円	
	那覇南エリア（本店含む）	38,500円		離島・久米島	10,000円	
	那覇北・浦添エリア	38,500円		長期割引（6ヵ月：10%割引 / 1年：20%割引）		
	全店一括配信する場合は、以下にチェックをお願いします					
	全店一括配信	218,500円				

以下、ご確認の上、チェックをお願いします。

ご契約金額（合計）	掲載料金：	円（消費税別）	
お支払い方法	毎月支払い	請求書を、毎月月末締めで、送付いたしますので、記載の日付までに指定の口座へお振り込みください。	
	一括前払い	請求書を、配信初月の月末締めで、送付いたしますので、記載の日付までに指定の口座へお振り込みください。	
請求書の形式	電子請求書（ご担当者のアドレスにメールで送付）	紙の請求書（ご指定の住所に郵送）	
ご留意事項	説明資料および裏面の広告掲載要綱をよくお読みいただき、お申込資格や広告内容の制限に関する事項について同意ください。		
	広告対象商品および広告素材については別途審査をさせていただきます。		
	原則、お申込受付後のキャンセルや中途解約はできません。また、お申込受付後であっても、当行の総合的判断によりご出稿をお断りさせていただきます場合がございます。		

お申込みありがとうございました。広告素材の制作・データの授受等につきまして、後日、担当者よりご案内させていただきます。今後とも琉球銀行をよろしくお願い申し上げます。

（琉球銀行使用欄）

<受付店>

CIF			
受付日	受付店	検印	担当者印

⇒

<営業統括部>

受付日	受付店	検印	担当者印
	営業統括部		

琉球銀行デジタルサイネージ広告掲載要綱

【基本方針】

広告主や広告の内容は、当行の社会的公共性を鑑み、利用者の利益を守り、当行の社会的信用を毀損することのないものとする。

1. 広告主の範囲等

<規制業種・事業者>

次に定める業種又は事業を営む者の広告等は放映しない。

- ・法令等に違反した者（団体）
- ・その存在や活動実態が明確でない者（団体）
- ・法令等に基づき事業停止等の重大な不利益処分を受けている者（団体）
- ・行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない者（団体）
- ・不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に違反している者（団体）

- ・国や県などの自治体から指名停止または不利益処分を受けている者（団体）
- ・暴力団又は暴力団の構成員その他これに準ずる者（団体）
- ・自らの責めに帰すべき事由により社会的信用を著しく失墜している者（団体）
- ・その他、琉球銀行が広告主として認めない業種及び事業者

<具体的業種>

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する業種及び事業者
 - ・金融業（グループ会社は可）、接待をともなう飲食業又はギャンブルに係る業種及び事業者
 - ・民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生手続又は更生手続中の事業者
 - ・法律に定めのない医業類似行為を行う施設（整体院、カイロプラティック、エステティック等）
 - ・特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）で、連鎖販売取引と規定される業種及び事業者
- ※規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者

<暴力団関連>

次のいずれにも該当しない。

- ・役員等(広告主が個人である場合にはその者を、広告主が法人である場合にはその役員又はその支店する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この「暴力団員等」という。)であること。
- ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- ・役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- ・役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的であると間接的であると問わず暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- ・役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

2. 広告放映基準

次に定める広告等は放映しない。

<原則>

- ・公序良俗に反し、又は反する恐れがあるもの
- ・特定の政治活動と判断されるもの
- ・法令等に違反し、又は違反する恐れがあるもの
- ・広告内容が事実と異なるもの、不明確なもの
- ・科学的または迷信に類するもので、利用者を惑わせた、不安を与えるおそれのあるもの
- ・反社会的団体（勢力）に関係関連するもの
- ・法律で禁止されている商品、無許可商品および粗悪品などの不適切な商品またはサービスを提供するもの

- ・人権侵害、差別、名誉毀損、又は業務妨害の恐れがあるもの
- ・宗教団体による布教推進を主目的とするもの
- ・広告責任の所在が不明確なもの
- ・他者を誹謗、中傷又は排斥するもの
- ・社会的に不適切なもの
- ・その他、当行が特に不適切と認めたもの

<消費者被害の未然防止および拡大防止>

- ・比較広告に該当するもの
- ・クーポン付き広告に該当するもの
- ・たばこ（禁煙や健康被害に係るものを除く）に該当するもの
- ・誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現
- ・虚偽の内容を表示するもの
- ・国家資格等に基づかないものが行う療法等
- ・国、地方公共団体、その他公共の機関が、出稿者またはその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

- ・懸賞広告に該当するもの
- ・ギャンブル（宝くじ及びスポーツ振興くじを除く）に該当するもの
- ・射幸心を著しくおこる表現
- ・法令等で認められていない業種・商法・商品
- ・広告の内容が明確でないもの

<青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの>

- ・水着姿および裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの（スポーツに係るものを除く）
- ・残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
- ・ギャンブル等を肯定するもの
- ・暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
- ・暴力またはいせつ性を連想・想起させるもの
- ・青少年の人体・精神・教育に有害なもの

<その他表現等に関する内容>

- ・第三者の著作権その他の財産権、プライバシー等に侵害している又はその恐れがあるもの
- ・当該広告の内容について、琉球銀行が推奨しているかのような誤解を与える恐れがあるもの
- ・絵柄や文字が過密になっているもの
- ・意味なく体の一部を強調しているもの
- ・その他広告として表示することが不適切な内容
- ・公正競争規約、公的機関が定める広告規制、これらに準じる業界規制に違反している又はその恐れがあるもの
- ・事実誤認の恐れがあるもの
- ・会社名、商品名を著しく繰り返しているもの
- ・色彩、配色又は文字による表現等が過度なもの
- ・琉球銀行のATMコーナー、ロビーの美観を著しく損ない、利用者等に不快感を与えるもの

3. 「自動継続」申込における契約の解約・更新拒否について

- ・「自動継続」の終了を希望する場合は、配信最終月の10日までに、取引店または担当部署へご連絡の上、解約届をご提出ください。
- ・解約に伴う返金について

- ー自動継続「無し」の契約で、広告主の都合により配信停止する場合：原則として、広告料金は発生するものとし、返金はありません。
- ー自動継続「あり」の契約で、広告主の都合により配信停止する場合：原則として、広告料金は発生するものとし、返金はありません。
- また、解約の申し出がない場合、終了月前月11日以降は新たな料金が発生しますので、ご留意ください。
- ー当行判断で解約する場合：原則として、銀行はすでに支払い済の広告料に関して、未掲載期間に対応する金額を返金する。

ただし、例外として、顧客が本契約の条項に違反した場合や、顧客の本契約条項の違反に伴い銀行が損害を被った場合は返金しないものとする。

- ・当行は、顧客が以下のいずれかに該当する場合、本契約を解約または更新を拒否することができる。

顧客が本契約の条項に違反した場合 / 顧客の広告内容が、銀行の信用またはイメージを損なうと判断された場合 / その他銀行が不適当と判断した場合

- ・当行は、前項の規定により本契約を解約または更新を拒否する場合は、顧客に対し、7日前までに書面または電子メールにて通知するものとする。その場合、配信中止は、解約通知を行わずとも即時行ふものとする。

4. その他

<ご留意点等>

- ・広告主は、広告の内容その他広告の掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。
- ・広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、その責任及び負担において解決しなければならない。
- ・広告事業はこの要綱に定めるもののほか、その他関係法令等の定めるところに従い適正に行わなければならない。
- ・原則、ATMコーナー、ロビーにて営業時間中、約15分に1回程度の割合で配信を予定しているが、設備・機器の不具合や当行の都合、天変地異、疫病・伝染病等の蔓延、戦争、内乱、法令制度改廃、公権力による命令処分、労働争議、施設における災害・事故、電力会社による停電、その他不可抗力に帰する事由により、配信が中断される場合があることに同意する。
- ・原則、申込受付後のキャンセルや中途解約はできない。また、広告主の都合により配信停止する場合、広告料金は発生するものとする。
- ・広告内容が公序良俗に反するその他不具合が存する等、広告の継続に支障があると判断される場合、中途にて配信停止の措置がとられる場合がある。
- ・広告主が契約金額（掲載料金）の支払債務を延滞している場合、当行は、その債務と当行の広告主に対する預金債務を、両債務の期限にかかわらずいつでも、広告主に通知することにより、当行所定の方法及び基準時の計算により、対当額で、相殺できることに同意する。この場合、所定の手続を省略し、広告主の預金を払い戻し、広告主の債務の弁済に充当した上で、事後に広告主に通知を送付することもできるものとする。
- ・本契約が解除または解約、契約不成立となった場合においても、貼付済みの収入印紙は印紙税法の規定に従い取り扱われるものとし、その還付請求は行わないものとする。